### 請願第 57 号 偽りの告示行為等に対する処分について

#### 1 経過

20.3.14 告示を失念していた神奈川区栄町の土地(以下「本件土地」といいます。)について横浜市港湾施設使用条例第2条第2項の規定に基づき告示しました(平成20年3月横浜市告示第105号)。

緊急に告示を行う必要があったことから、市役所の掲示場に掲示しました。

20.3.18 本件土地の位置付け及び利用について、再度整理するため3月 14日に行った告示第105号を取り消す告示を行いました(平成20 年3月横浜市告示第106号)。

告示第 106 号についても、緊急に告示を行う必要があったことから、告示第 105 号と同様に市役所の掲示場に掲示しました。

20.8.15 本件土地について改めて検討を行った結果、平成 20 年 8 月 15 日発行の横浜市報定期第 706 号に横浜市告示第 294 号として港湾施設の告示を登載しました。

#### 2 告示の効力

横浜市公告式条例には、告示の公表に関する規定はありませんが、従来から、公告式条例の規定にならい、告示についても横浜市報に登載することとしています。

横浜市報への登載のほか、公告式条例では、天災地変その他緊急の必要がある場合には、市役所及び市所属公署の掲示場に掲示して横浜市報への登載に代えることができることとされています。

告示第 105 号及び第 106 号は、緊急の必要に基づき市役所の掲示場に掲示していることから、告示の公表の手続及びその効力に問題はありません。

#### 3 依命通達との関係

昭和25年9月1日の公告式条例の施行に伴い、これに合わせて発出された「決裁文書における市長の署名について(総務局長依命通達)」第4項によれば、条例等の公布又は公表については、これを登載した市報を市民その他の者が閲覧しようとすればそれが可能な状態にならなければ公布又は公表の効力が生じないとされています。

ただし、これは横浜市報に登載して告示の公表を行う場合の取扱いであり、 緊急の必要により市役所の掲示場に掲示して横浜市報への登載に代える場合 の取扱いではありません。

#### 4 告示第 105 号及び第 106 号を横浜市報に登載していない理由

告示第 105 号及び第 106 号については、横浜市報に登載していませんが、これは、本件土地について、港湾施設として管理することも含めて検討することにしたため、両告示を直近事後に発行される平成 20 年 3 月 25 日発行の横浜市報に同時に登載した場合には、港湾施設を設置する告示とこれを取り消す告示という両告示の関係から、その旨が市民に正しく伝わらないとの判断によるものです。

## 参考

- 地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)
- 第16条 (第1項から第3項まで省略)
- 4 当該普通地方公共団体の長の署名、施行期日の特例その他条例の公布に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。
- 5 前2項の規定は、普通地方公共団体の規則並びにその機関の定める規則及 びその他の規程で公表を要するものにこれを準用する。但し、法令又は条例 に特別の定があるときは、この限りでない。
- 横浜市公告式条例(昭和 25 年 8 月 30 日横浜市条例第 35 号) (この条例の目的)
- 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条の規定に基づく公告式は、 この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

- 第2条 (第1項省略)
- 2 条例の公布は、横浜市報に登載してこれを行う。但し、天災地変その他緊 急の必要により横浜市報に登載して公布することができないときは、市役所 及び市所属公署の掲示場に掲示してこれにかえることができる。
- 決裁文書における市長の署名について(昭和 25 年 8 月 31 日総行第 786 号 総務局長依命通達)
- 4 公布又は公表の効力 条例、規則の公布及びその他の規程等の公布又は公表については、これを登載した市報を市民その他の者が閲覧しようとすればそれが可能な状態にならなければ公布又は公表の効力が生じないから、その立案に当たっては、市報の定期発行日(毎月5日、15日及び25日)及び公布又は公表の日を勘案して立案し、緊急を要する等特殊事情によるものに限り市報号外を発行するようにすること。

横浜市告示第 105 号

横浜市港湾施設使用条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正

横浜市港湾施設使用条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示(昭和43年5月横浜市告示第94号)の一部を次のように改正する。

平成20年3月14日

横浜市長 中 田

港湾施設現況6港湾施設用地 (港湾局管理用地) の表中

 山内ふ頭
 神奈川区山内町山内ふ頭
 69,921

 を「
 山内ふ頭
 神奈川区山内町山内ふ頭なか
 72,648

に改める。

港湾施設現況14道路の表中

臨港幹線側道(山内	神奈川区橋本町2丁	224	44
地区)	目		
臨港幹線側道(瑞穂	同	227	15
地 区 )			

を

臨 港 幹 線 側 道 ( 山 内	神 奈 川 区 橋 本 町 2	224	44
地区)	丁 目		
臨港幹線側道(瑞穂	同	227	15
地区)			
栄 町 道 路	神奈川区栄町	72	6



に改める。

*≱* 

٠



横浜市告示第 106 号

横浜市港湾施設使用条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正の取消しについて

横浜市港湾施設使用条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正(平成20年3月横浜市告示第105号)については、これを取り消す。

平成 20 年 3 月 18 日

横浜市長 中 田



第706号(平成20年8月15日発行)

発行日 5日、15日、25日

# 横浜市報

発 行 所

横浜市役所

横浜市中区港町1丁目1番地

] 次

		頁
[告	<del>·</del> 示]	
$\triangle$	生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局保護課】	3
$\triangle$	生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局保護課】	6
$\triangle$	生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局保護課】	7
$\triangle$	生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局保護課】	8
$\triangle$	生活保護法に基づく指定医療機関の再開【健康福祉局保護課】	10
$\triangle$	生活保護法に基づく指定施術者の指定の辞退【健康福祉局保護課】	11
$\triangle$	生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局保護課】	12
$\triangle$	生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局保護課】	20
$\triangle$	生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局保護課】	23
$\triangle$	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定【健康福祉	24
	局医療援助課】	
$\triangle$	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の変更【健康福祉	25
	局医療援助課】	
$\triangle$	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定【健康福祉局障害	26
	福祉課】	
$\triangle$	指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定【健康福	27
	祉局事業指導室】	
$\triangle$	横浜市中央農業委員会第1回総会の招集【環境創造局農地保全課】	30
$\triangle$	横浜市南西部農業委員会第1回総会の招集【環境創造局農地保全課】	31
$\triangle$	横浜市港湾施設使用条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局資	32
	産運用課】	
[公	·告]	
$\triangle$	職員の懲戒処分【行政運営調整局人事組織課】	33
$\triangle$	同    【行政運営調整局人事組織課】	34
$\triangle$	排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	35
$\triangle$	同	36
$\triangle$	排水設備指定工事店の指定の取消し【環境創造局管路保全課】	37
$\triangle$	大規模小売店舗の変更の届出【経済観光局産業立地調整課】	38
$\triangle$	同         【経済観光局産業立地調整課】	39
$\triangle$	マンション建替組合に係る事業計画の変更の認可【まちづくり調整局住宅計画課】	40
$\triangle$	マンション建替組合の事業計画の変更に係る図書の縦覧【まちづくり調整局住宅計画課】	41
$\triangle$	建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【まちづくり調整局	42
	建築企画課】	
$\triangle$	建築協定に加わる意思の表示【まちづくり調整局建築企画課】	43
$\triangle$	都市計画法に基づく措置命令【まちづくり調整局違反対策課】	44
$\triangle$	都市計画法に基づく除却命令【まちづくり調整局違反対策課】	45
$\triangle$	総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の	46
	建築物の認定【まちづくり調整局建築環境課】	

横浜市告示第 294 号

横浜市港湾施設使用条例第2条第2項の規定に基づく港 湾施設の告示の一部改正

横浜市港湾施設使用条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の 告示 (昭和43年5月横浜市告示第94号) の一部を次のように改正す る。

	平	成	20	年	8	月	15	日							ملادا			-						<u> </u>
г	港湾施	設	現	況	6	港	湾	施	設	用	地	, (	゛港	湾			市理				表 中			宏
ı	山内之	5. 頭	ĺ			1	伸 :	奈	JII	区	Щ	内	町	Щ	内	ふ	頭				69, 9	21		ı
を「																								,
'	山内之	5 頭	į			1	申	奈	Ш	区	Щ	内	町	Ц	内	ふ	頭	ほ	カュ		72, 6	48		ı
に	改める																							T
٢	港湾施	設	現	況	14	道	路	の	表	中														
	臨港학地区)	徐 線	:側	道	(	( 瑞	計 移	恵		同									22	7			15	ı
を 「																								-
•	臨港幹	幹 線	側	道	(	(	青春	恵		司									22	7			15	
	地区) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	鱼路							神	奈	JII	区	栄	町					7	2			6	

に改める。